

2015年2月19日 被ばく労働関係省庁交渉議事録

飯田：それでは始めます。衆議院議員の阿部知子先生に窓口を設けて頂きました。ご挨拶をお願いします。

阿部：皆さんの熱心な取り組みに敬意を表します。ご参加頂いた省庁各位にも誠実にお答え頂き、取り組みを進めて頂きたいと思います。

飯田：では項目1からお願いします。

磯崎：厚生労働省安全衛生部安全課建設安全対策室の磯崎と申します。1の(1)から(3)を回答します。まず(1)ですが、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業では多数の事業者が作業をしております、労働災害の発生が懸念されるということで、福島労働局、富岡労働基準監督署において必要な安全衛生指導などをおこなっています。福島第一原発においては労働災害が増加していること、福島第一、二原発で死亡災害が連発して発生したことは誠に遺憾であると考えています。今後、廃炉作業が継続されるために引き続き安全衛生指導を適切におこなっていきたくと考えています。なお、今回の死亡災害については連続して1月19日、20日と起こった災害については労働基準監督署がただちに調査をおこないまして今後、原因の調査をおこなうこととしています。(2)ですが、労働安全衛生法の主たる措置義務者は事業者となっております。統括管理などに関しては、廃炉作業を請け負った多数の元請け事業者が一時的に措置義務者となっております。しかしながら、原発事故に伴う高い放射線の環境下において多数の元請け事業者が輻湊して作業をしているという特殊な状況となりまして、東京電力は単なる発注者ではなく、原子力施設の所有者であって原発事故の当事者であるという自覚のもと、当事者意識を持って施設内の労働災害防止に万全を期すことを要請したところでした。原子炉等規制法、労働安全衛生法は目的が異なりますのでご要望の点については困難であると考えています。(3)については労働者死傷病報告の提出が法令上、事業者には義務づけられていますので、未提出などが無いように適切に対応してまいりたいと考えています。

西：労働基準局補償課の西と申します。(3)の労災隠しの点について、労災給付の観点から回答します。労災隠しに関しては、対策として労災保険給付の請求書などが提出された場合に労働者死傷病報告などの関係書類相互間の災害発生状況を照合することなどによって関係部署間で十分な連携を図り、労災隠しの把握に努めています。今後とも、その排除

に徹底を期すように指示しています。

五十嵐：労働基準局監督課の五十嵐より（4）を回答します。福島第一原子力発電所で働く労働者の方々の法定労働条件の確保のために同発電所に対しまして、労働基準監督署、福島労働局等がほぼ毎月、定期的に立ち入り調査をしています。また、重大な労働災害が発生したような場合にも随時、機動的に災害調査を実施しています。その際、東電福島第一原発における労働災害防止の徹底については措置義務者である事業者やその元請け事業者への指導をおこなっています。今後も労働者の法定労働条件が確保されるよう定期的に立ち入り調査をおこないまして問題が認められれば指導等をおこなっていきたいと思います。

飯田：予想された回答ですが、現場で起きている問題は生々しい状況があるかと思います。その点については突っ込んだやり取りをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。皆さんから質問をお願いします。

中村：被ばく労働ネットの中村と申します。死亡災害事故の対応についてどのように把握しているのかお聞きしたいと思ひます。現在働いている方にもお聞きしてきましたが、皆さん事故後に KY 活動等によって安全対策が現場で話し合われたと言ってます。ところが、今回の死亡事故の対応について、普段やっているのに信じられない、と。なんでこんなことになるんだ、と。ほとんどの方がそういう反応をしています。具体的な対応、どのような労働者が、どのような中で死亡事故に至ったのかの説明をお願いします。

磯崎：1月19日に福島第一で発生した墜落の件でよろしいでしょうか？タンクの上部からタンク内部へ落ちたということで、タンク内の作業をおこなっていたところ、タンク上部のふたを開けたところ、穴から落ちてしまったという状況です。それを踏まえた対応については、19日発生翌日に福島第二で死亡災害が発生しましたので、1月23日に東京電力に大臣から要請をしています。

中村：ただの労働者ですか？

磯崎：ただの労働者というのはどういうことでしょうか？

中村：安藤ハザマ組の関係者ではないんですか？

飯田：すでにそれはメディアでも報道してますよね。わかっている範囲でちゃんと答えてください。

磯崎：そうですね、いま正確に安藤ハザマだったかどうかは申し上げられないんですが。

中村：安全関係の方が事故にあったと聞いています。東電社員も汚染水タンクの視察のために同行したと聞いています。高所作業ですので、安全帯で転落しないように、それを引っ掛けるわけです。ところが、引っ掛ける装置が付いていなかったと、現場労働者に説明があった。ちょっとあり得ないですよ。今回、死亡事故に遭われた方が、何十年と仕事を重ねて来たベテラン勢です。そういう方が、なおかつ元請けという立場で、安全担当という方が死亡災害に遭われたんです。日々の労働現場でKY活動なんかはどこでもやりますけど、そういうレベルの話ではない。いわば元請けと東電の安全意識の徹底が具体性も含めて出来ていないんじゃないんですか？

飯田：福島労働局から地元の東電の責任者に対して、まずは労働災害の防止ということで要請をされて、連続して死亡災害が起きてしまったということで厚労大臣が直々に、当事者意識を持つということで要請しているわけですが、こんなことで、このような事で労働災害や死亡災害を防げるのかと思っているかということです。その点について危機感が足りないのではないかと私たちは認識しているんですが、いかがでしょうか？

磯崎：先月、連続して死亡災害を発生させてしまったというのは客観的にみて、意識が足りずに対策も十分ではなかったこともあったと考えています。そういうこともありますので、今回、福島局から要請した直後というのもあったんですが、もうそれでは十分対応できていないということで大臣から東京電力に意識の問題もありますが、具体的に対策を取ってもらうようにということで要請をしていますので、それで十分かどうかはわかりませんが、今の時点ではそういう対応をしているということです。

川本：要求書は今の話を前提にきちんと言葉にしているつもりなんですけど、申し訳ないんですが、意識で事故が防げるんですか？東電の社長の意識で現場の労働者を救えるんですか？ということをお願いなんです。それで事故が防げないから今の事態になってるんじゃないの？東電は意識的にさぼってたんですか？やってきたんでしょう？それなりに。足りないのは法律と体制だということで要求しているんですよ。法律があって初めて東電は元請なり労働者に対して、これはまずいじゃないか、ああしてくれ、こうしてくれとお願い

するとしても、こうすべきだ、作業やめなさい、こうやりましょうっていう事が言えるんでしょう。仮に社長が行って、元請のゼネコンさんにこれは安全の問題だからこうしてくださいって言えますか？能力もなければ法的な根拠も無いのに民民の関係でそんなこと言えるわけないでしょう。仕事をお願いしてる人に対して。だから法律を変えてほしいと言ってるわけですよ。無理なんです。意識で事故が防げたら労災なんて一件も起きないですよ。法律があって、それをきちんと運用する体制なりお金があって、それをチェックする監督機関があって初めて労働災害・職業病の発生を防げるんでしょう。それでも起きてしまうわけでしょう。それが無いってことを指摘してるんです。具体的に教えてくださいよ。福島事故が起きる前にやっていたときに、あそこで何人働いていて何件事故が起きてたんですか？何十倍、何百倍起きてるわけでしょう？事故が。事故前と比べて。同じ体制でできるわけじゃないですよ。1年間に事故なんてほとんど起きなかったでしょう？おそらく。何件かはあったかもしれないけど、知れてますよ。今年の2倍とか言ってるけど、事故前と比べればおそらく何百倍ですよ。それにも関わらず、監督署は行きません、月一回行ってますって、そんな馬鹿なことないです。例えば鶴見の造船所で何千人と働いていたときは鶴見の労働基準監督署に日本鋼管の特別窓口があったんです。机が1つあったんです。賃金未払いだろうが、安全だろうが色んな事業主からの届け出にしろ全部そこで受け付けたんですよ。数千人働いていたらいくら頑張っても置きますよ。同じ事がなんでできないんですか？毎日行けば良いんですよ。常駐させるのが無理なら代わり番こに行けばいいじゃないですか。7千人働いているわけでしょう？それが月一回行ってました、社長を呼んで意識を持ってと言いましたって、それじゃあ足りないからこちらは要求しているんじゃないですか。特別立法でもいいですよ。労働安全衛生法全体での整合性を取れないのであれば。原子炉等規制法と違うのは百も承知ですよ。だからあれを見習った形で労働安全衛生法の中に入れる、無理ならば特別立法を講じて東京電力自体が、あるいは国自体が元請なりに安全対策を具体的に取り得るところに対してきちんと法的根拠を持って指導できるような体制を作ることを要請しているんです。

飯田：その関連で(2)について西野さんからもう少し突っ込んで。

西野：関西安全センターの西野です。厚労大臣の要望で発注者ではなく原子力施設の所有者であり、原発事故の当事者であるとの自覚を持ってという事で指導をしたと言われましたが、現状認識はその通りで、元方事業者が輻輳してないか上手くいっていないと認識されていると思います。平成24年8月10日の行政通達も現行の労働安全衛生法の範囲で29条とか32条とか、特定元方事業者の場合とかいうのを使って、連絡調整義務で徹

底するとなっておりますよね。ところが、輻輳する元方事業者だから、当事者意識を持って東電に言ったところで、東電の側から見れば「そうは言っても法的な根拠がない。よそ様の会社に対して実質的なことが言えない」という話になってくると思います。そういうところが法律上の矛盾だと思います。原子炉等規制法とは法律の目的も趣旨も違うと言うのはそうなのですが、原子炉等規制法は原子力施設という核分裂をする核燃料物質とか、そういうものを扱う実用炉とかの規制をするための法律ですよ。だからこそ原子炉設置者に責任を集中してるわけですよ。なぜそうなのかと言えば、安全とか事故とかがあるから、万が一のときのための規制をやるために設置者に責任を集中しないといけないからやってるわけです。安全の面から言えば、労働安全衛生法は同じことなんです。労働安全衛生法はあらゆる業種、あらゆる労働者に適用しないといけないということで、一般論的に特定元方事業者とか建設業とかいう規制をしているけれども、原子力施設というのがそもそも原子炉等規制法という特別な法律があるほど特別なものという前提が矛盾として出てきているのが現状です。そうすると労働安全衛生法上も原子力施設については何らかの別の規定を設けるとかなどの対策を取らないと実効性のある対策が取れないと思います。損害賠償責任で言えば、原子力施設ができる当初から原子力損害賠償法で責任の集中という原則がありますよね。原子力事業者に責任を負わせることによって整合性を保つという原子力施設の特長性があるわけですから、現状では極めて例外ではないので、原子力施設について労働安全衛生法がどう対応するかを根本的に考えていく必要があると思います。そういう方向性をぜひ検討してほしいと思います。

中村：今回の汚染水対策の事故ですが、汚染水タンクを造ったのは安藤ハザマぐみですよ、東電からの発注で。そのとき安藤ハザマ組は労働安全衛生法違反で指導されています。汚染水タンクを造るとき、偽装請負の業者を使ったりしながら、残業 2 時間以内と法令で定められているにも関わらず最高で 13 時間 55 分、連日そのように労働者を使って汚染水タンクを造ったわけです。労働者から奴隷労働だと安藤ハザマに言ったわけです。それで解雇された。そのあとに法違反で指導されたわけです。法を守らない、元請け自身がそれができなくなってる。今回の結果としてはそのように見えます。去年の安藤ハザマへの指導の中で APD 記録表ってのが当然、東電と安藤ハザマ組のもとに記録表が残ってますから、13 時間 55 分働かしたとかいうのは東電も目にしてるし、安藤ハザマ組も目にしてる。でも是正しなかった。だから是正勧告が出たわけですよ。現実には東電も元請けも今回の事故で労働安全を守ることが自らできない、是正することができない、そのことによって死亡事故に至ったということです。これは抜本的に改めないと、元請けもできないし、東電もできない状態になってるわけですよ。本当に検討してもらわないと事故は減らない。もう

一つ労働者が言ってることは、混成部隊だということです。労働者のチームが、偽装請負も含めた労働者も入ったものだ。ですから、作業や安全上のマニュアルについてきちんと労働者間で引き継げない。労働安全違反が現場で起きてもお互いに注意し合えない。偽装請負の4次、5次の労働者が言ってるわけですよ。上から下までできないようになってる。労働者の立場からも言えないし、東電・ゼネコンもできない。深刻な事態なので検討をお願いします。特に項目の2について。

西野：厚労大臣が要望してできないわけですよ。司法処分できないわけでしょう？

飯田：そのまま聞いて、わかりました、やりますっていうだけで。今年の死亡災害、やっとなら2月5日に富岡監督署がプレスリリース発表して現場の監督者を一人、安衛法違反で書類送検しただけでしょうか？死亡災害が起きていても。十実際に処罰されるのは現場の監督者だけですよ。東電には法的な責任がないんだから。いくらやってくれと言って、大臣が来たってそれはスルーしちゃいますよ。

磯崎：まあ、そういう能力はありません。責任を持たせることで能力ができてくるということでしょうか？

川本：法律を作ることがまず大切でしょう。東京電力も法律に従うでしょう。少なくとも社長を呼び出す暇があったら法律作る作業をなささいよ。能力も責任も無い人を呼び出して、はっきり言って意味ないですよ。もっと言えば法律以前の問題も起きてます。去年の11月の落ちてきた事故ありますよね？死亡には至らなかったけど。日本鋼管のベテランの監督者は「考えられない。こんな作業すること自体が」。もし同じ事がJFEの中であったら現場の作業員がちょっと危ないからやめておこうと。法律とか手順とかの問題ではないんです。経験のある労働者であればやる・やらないの判断ができる。そういう状況なんです。そういう認識が大臣にも東電にもないんです。現場はぐちゃぐちゃ、法律はない、だから死亡災害が起きるんですよ。ものすごいわかりやすい話ですよ。

中村：ちょっとイメージしてよ。汚染水タンク8メートルくらいある梯子をのぼっていくわけ。上部に開口部があるから、それを上って安全帯をしないで開けようとしたんでしょう？だから落ちた。労働者だったら絶対に上がらないと思います。1.5メートル以上は高所作業だし、安全帯を絶対に付けないといけない。高所で作業するときは落ちないように引っ掛けないといけないわけでしょう？上って行って、身体を固定もしないで両手で開けよ

うとするのが常識では考えられないんですよ。東電の社員もいたんですよ。止めなかったんですよ。

磯崎：今の話で、少し違うのはタンクの上へのぼって開けたというものです。どういう理由でそれを付けなかったのかというのはわからない部分がありますが、今回のことでは安全帯のこともありますし。

中村：現場の人たちは、安全帯自体は付けていたという話です。ただ不完全な形だったと。

飯田：引っ掛けるところ付けておかないと無理だよ。いくら付けていたって。

平沢：全労協の平沢と言います。なんでそういう風になってるんですか？10メートルですから。転落防止措置のことが東電も元請けもわかっていないんじゃないんですか？作業が常にそうだから、いつでも起きる可能性があるということですよ？厚労省も一般的に指導するって話ではないでしょう。

渡辺：今回、点検作業をしたわけですが、点検対象の436件中392件、9割が安全対策が不備だったと明らかになってますよね。現場が安全対策なかったってことですよ。そんな現実を見逃していてよいんですか？

飯田：安全対策課の人が来てないですけど、これ非常に重要な問題だと思います。磯崎さん、いま我々が言ったこともう一度整理をして、どう受け止めたのかご自身なりにお答え頂けますか？

磯崎：東電にも責任を、義務を負わせるべきではないかというご意見はわかりました。こちらの考えを述べさせていただきますと、あそこで何かを作っているとかではないですが、色んな建設業者が入って作業を進めておまして、普通の建設現場とは状況が違うというのは承知しています。承知していますが、安衛法上、現場に発注者がいて元方がいて、関係の請負人がいてそういう中で輻湊していく作業もありますが、それぞれが安衛法上の義務を守って、それを徹底させていく中で現在は進めていきたいと考えています。

川本：じゃあ今のままで良いということですか？全然話聞いてない。3のこともちゃんと答えてください。資源エネルギー庁に出してるメールと死傷病報告書と労災の保険給付と

別々のところに集約されているんです。その照らし合わせをなんでしないんですか？事故の把握すらできてないってこと指摘してるのに回答なかったでしょう？

磯崎：一点お伺いしたいんですが、照合するべきだということですが、それによる最終的な目的はどのような点ですか？

川本：漏れがないかです。労災隠しと補償されていない人もいるかもしれない。それをチェックするのは当然でしょう。

磯崎：死傷病報告が提出されてないとか、給付がされていないとかがあるのではないかと。確認しろと。

川本：この3つをやらせてるのに国の中でバラバラに管理してて、照合して初めて全貌が明らかになるのに。

飯田：この間こういうことがあって、東電の資料からということで厚生労働省もまとめてましたよね？発生件数について。ホームページに載ってましたよね？これもちゃんと把握されてるんじゃないんですか？厚生労働省として。突き合わせができないわけじゃないですか。死傷病報告と労災補償は同じ厚生労働省の中でやっていることなんだから。

川本：給付のやつは各監督署のやつを集約してまとめてるってことです。労災補償の部分は。同じことを安全の方とか衛生の方もやってほしいと言ってるわけです。それをやる方法としてはこれが一番良いんです。他に良い案があれば教えてください。多いのは、労災は使ってるけど休業じゃないから届けなくていいや、あるいは健保とやっといってくれというのが多いわけです。届けはしているけども、本人には健保で払ってあとは会社が自己負担分を払うということ。労災出したら元請けじゃなんじゃらでうるさいから労災保険使わないでおこうというものもあると思います。それを調べるのはこの3つを調べるのが一番良いんです。届けは出してるけど労災補償きちんとやてない、労災補償はしているけれども届けは出さない。それを無くすためです。他の事業所でもよくあることですよ。いま考えてもらったら困るわけです。見てわからないですか？

磯崎：死傷病報告の提出の有無、未提出の違反とかをどう見つけていくか色んな方法があると思いますが、そのあたりを具体的にどうやっているかはもうしあげられませんが

も、他の部署と連携を取りながら進めていきたいと考えています。

川本：取りながらっておっしゃるけど、普通にやってはできないでしょう？各監督署、違う事業主の所在地だったらその所轄の監督署に出すから福島第一原発で事故しても、長崎の業者もあれば神奈川の業者もあるでしょう？それを把握できますか？照合できないでしょう？だからやってほしいと言ってるの。

磯崎：基本的には死傷病報告は福島第一の場合、作業をやっているところに出すことになりますので、そこに提出されるかというのはちゃんと把握していきたいと思えますし、もし提出されていないものがあるのではないかというのがあればぜひ申告して頂きたいと思えます。

川本：やる気ないのかよ？なんでできないんですか？保険のことはどうするんですか？労災補償は元請けの使ったり自分のとこの使ったりしてますよね？療養給付。じゃあ長崎の業者が、長崎の自分のとこで労災保険出します、元請けがたまたま東京だとして、東京の保険使ってそこの監督署にだしますよね？届けは福島だから出しますよね？照合しないとわからないんじゃないんですか？片方出てなくてもわからないでしょう？自分の都合の良いところだけ言って偉そうに言うなよ。労災保険を東京でやりました、届けは出しましたってならいいですよ。だけどそれが本当に合致してるかわからないじゃないですか。誰が連携取るんですか？東京の三田監督署と福岡の労働局が連携取るの？できないでしょうそんなこと。補償はちゃんとやってるんだよ。監督が怠慢してるだけだよ。じゃあ資源エネルギー庁とは連絡取ってるの？エネ庁のこのデータと監督署のデータは照合してるんですか？

磯崎：事故発生時の連絡メールは、こういうのがあるというのは知ってますが、それをどう扱うか、扱っているかという点についてはお答えを差し控えさせて頂きたいと思えます。

川本：やってるかやってないか答えろよ。やってないんだろ？そんなことやってるから死亡災害が起きるんじゃないか。

中村：それだったら東電とゼネコンが労働者の安全対策ができないと。国も積極的にやってないということじゃん。安全対策を自らやろうとしてもできなかったわけだ。安全帯にフックが付いてないんだから。フックさえ掛けていれば落っこちなかったんだよ。東電も

元請けもできなかったわけ。だれが積極的にやるんだよ。

磯崎：安全帯を付けていなかったというのはあると思いますが、柵はもともと登ることになっていたのか、わかっている中で東電の社員は登らせたのかなどあると思いますが、そこは事実としてありますので、指導をおこなったり、具体的に指導はしていきたいと思えます。

飯田：もう時間が来たので、これからベテランの人たちがどんどん現場に近づけなくなるじゃないですか。余計起こりますよ。そういう意味での新たな法的対応も含めて安全対策が求められているにも関わらず、皆さん頑張っただけで法令遵守してください、というだけでは問題解決しません。引き続きこの問題については協議させていただきますので。次に、項目 2 に移ります。

(省庁担当者入れ替え)

比田井：2の(1)について厚生労働省職業安定局派遣有期労働対策部受給調整事業課の比田井が回答します。厚生労働省としては労働者派遣法など関係法令違反の恐れがある事案を把握した場合、速やかに調査に着手しています。調査の結果、違反の内容に応じた指導や処分をしています。事案の把握は定期調査のほか、労働者の方からの情報提供、新聞記事、関係機関との連携などさまざまな機会を捉えておこなっています。特に労働者の方からの情報提供があった事案は訴えの内容も踏まえて定期調査に優先して取り組んでいます。いま申し上げた労働者の方からの情報提供ですが、こちらについては定期調査では把握することができない具体的かつ詳細な内容も含まれておりまして、労働者派遣法違反の認定をおこなう上で極めて有用な情報が含まれているケースが多々あると考えています。労働者の方からの情報提供をより一層促すために、連絡先を記載したリーフレットを作成して全国の労働局・ハローワークで配布しています。多くの事業主や労働者の方に労働者派遣法の関係法令を正しく理解して頂くことが必要だと考えておりまして、昨年度の実績では、管内に原発を有する13労働局において集団指導を実施するなど関係者の方を集めて周知に取り組んでいます。引き続き、法令違反の事業主への指導、処分等の厳正な対応、事業主や労働者の方へ法令を正しく理解して頂くために周知徹底の二つを柱に引き続き取り組んでいきたいと考えています。

相部：資源エネルギー庁の原子力発電所事故収束対応室の相部です。2の(2)ですが、こ

ちらに書いてある東電の労働環境に係るアンケート結果ですが、こちらは定期的に作業員の方にアンケートを取っています。昨年の8月から9月にかけて実施して11月に公表しています。アンケートに関して変えたことは、これまで元請け経由で回収していたんですが、それを作業員の方自らが提出できるように回収箱を設置しました。これによって、率直な意見を書きやすくなった反面、出す手間がかかるので回収率が若干下がりました。アンケートの全体的な結果ですが、労働環境についてよいという回答が増えているという状況ですが、ここに書いてある偽装請負があるとのことですが、これは設問としては作業内容や休憩時間などを指導する会社と賃金を支払っている会社が違うという方が回答者の約3割でした。経済産業省としてはアンケートの回収方法なども含めてより正確に実態を把握する工夫をすることが重要かと考えていまして、適切な労働環境に向けて引き続き努力を継続していくことが重要かと思っております。今回の結果に関しては、作業を指示する会社と賃金を支払う会社の記載に関しては真偽を確認して疑わしい事例がある場合には福島労働局さんとかとも連携して是正を要請していくよう東京電力に対して指導しているところです。まず偽装請負がそもそも労働法令上違反だという認識を理解してもらうことが重要です。福島労働局さんのご協力のもと、定期的に理解の啓発のために講習会をやっておりますが、今年も開催する予定と聞いておりますので、引き続き努力をしていきたいと考えています。

五十嵐：(2)の関係で労働基準局監督課の五十嵐が回答します。基本的には違反が認められた場合には適宜、立ち入り調査をする中で指導を重ねています。また重大な労働災害が発生した場合には調査をして指導をしています。その他一つひとつの事案については労働基準法や労働安全の観点から違反がないか調査・把握して、問題が認められたものには厳しく是正指導を加えています。今後とも労働条件確保に向けた取り組みを続けます。

相部：続いて同じく(2)について資源エネルギー庁です。ご意見頂いている内容ですが、まさにおっしゃる通りだと思っております。現在の状況を説明しますと、政府としては原子力災害対策本部がありますが、福島第一は廃炉・汚染水対策チームというものがあります。毎月、事務局会議というものを開いていまして、その中で廃炉や汚染水対策の進捗、研究開発などを見えています。労働環境の改善についてもチェックしています。事務局会議には厚生労働省さんも参加していて政府として連携して対応していますが、労働法制の違反事例については廃炉作業が前に進まないという状況になっては困りますので、環境改善も含めて政府としては一体となって取り組んでいきたいと考えています。

飯田：それでは皆さんから質問をお願いします。

川本：(1)の方ですが、一般的なことは厚労省の言う通りわかりますが、普通は減ると思うんです。2回目なんだから。1回目のときは偽装請負と言うけど、それはちょっと違うよと。ちゃんと手続き取ってるとか、そういうのができたと思うんです、4回目に。5回目になってもまだ、あんまり変わらないということですよ。変わらないということは、明らかに法違反が放置されているのか、あるいは誤解がずっと残っているのかどちらかですよ。対策を講じたわけでしょう？それを言ってるんです。福島第一原発で起きている極めて特異な状況を踏まえたら一般的なことではなくて、もうちょっと結果をきめ細かく、一つひとつしらみつぶしで調べて対応しているかっていうことを聞いたかったんです。そこまでやられてるんですか？東電とかエネ庁もやられたかもしれませんが、福島労働局と連携を取って。

比田井：福島労働局が全力で取り組んでいるので、頂いたご指摘を踏まえて引き続き取り組んでいきたいと思えます。個別具体的な事案の指導についてこの場でお答えすることができないと。

川本：やってないんじゃないですか？やっていたら、1年経ったら減りますよ。3割もあるわけだから。

飯田：そもそもアンケートの中身の情報について、福島労働局なりがしっかり把握しているんですか？そういう連携システムは整っているんですか？

相部：アンケートですが、無記名式なので個人の名前は書いていません。回答の余白に、差し支えなければどの企業ですか？というのをはしてまして、東京電力としては福島労働局さんと連携して、具体的なものについて相談をしていると承知しています。ただアンケートの中身の真偽については慎重に確認する必要がありますし、回答した方々が不利益を被らないような配慮もしなければいけないので、趣旨としては犯人探しではなく全体の環境改善をする、実態を把握するというのが目的ではありますが、個別の案件については監督官庁にも情報を提供して真偽を確認していると承知しています。たしかに前回と比べて回答の母数は増えていて全体としては良かったんですが、ここの設問については悪かったと。これは我々も真剣に受け止めておりまして、元請けがどこなのか、雇用会社はどこなのか、具体的に現場に入って指示する会社、色んな作業がありますので、作業指示について

では偽装請負があつてはいけませんが、安全に関するミーティングは班長さんを中心として現場ではやっていく体制としています。ただし、本当に偽装請負が無いのかということについては、個別の企業名も含めて監督官庁と情報共有をして一つひとつやられていると認識しています。

中村：よくわからないんだけど、偽装請負とか派遣法違反なんていうのは戦後ずっとやってきたことなんです、ゼネコンとか。製造業だって同じでしょう？廃炉作業が特別多いわけでもなんでもないんだよ。是正や指導なんてできなかったわけでしょう？廃炉作業で急激に増えてしまったということじゃない。本当にやめさせるというものを感じたことは今まで一度も無かったけど。事故後、4次下請けの労働者から話を聞きました。その労働者の会社は偽装請負です。事故後、みんな待機させられた。待機させられたときの賃金は払われるんだろうとか。危険手当4000円しかもらっていない。そういう名前じゃないし、賃金は1万円です。汚染水タンクとかみんな偽装請負です。班長っていうけど、混成チームじゃない。チームの作り方が偽装請負に基づいてるんだから。1次も2次も3次もいる。その下も1つの作業チームで仕事しているんです。文書指導とか是正勧告とかしないじゃん。今まで長崎の1件だけでしょう？我々は何十件と偽装請負の情報提供してますよ。動かないのは官庁じゃない。放置してるんだよ。

五十嵐：放置しているとは厚生労働省としては認識していません。個別事案ではありますが、先ほど頂いた問題意識も十分に斟酌したいと思います。結局、イタチごっこということで、なかなかそういう事案が消滅しないというもどかしさというのはあるんですが、指導は後追いになってしましますが、組織として引き続き取り組んでいきます。

川本：(2)ですけど、労災保険については集約してるんですけど、労基法違反とか労安法違反とか派遣法違反とかは本省で集約していないんじゃないんですか？資源エネルギー庁の対策室と連携すれば企業名は把握できるんじゃないかと単純に思うんですが。たしかに入れ替わりはありますが、何百の会社にはなるとは思いますけど、元請けだって把握しているわけですから、全部把握してそれぞれの監督署から全部上げなさいと。本省で全部集約するっていうのは可能なんじゃないんですか？少なくとも現状把握すらできていないんじゃないのかっていうのがこちらの指摘なんですけど。

五十嵐：各局でやって、公表はしていませんが、本省として情報は集めています。

川本：福島第一での違反なり指導事例について情報公開とかでは出してもらえるんですか？

五十嵐：福島原発においてという形では把握はしていません。

川本：それをしてくださいというお願いです。極めて特殊な状況という認識ですよ。あんな形で労働者が入り乱れているところなんて無いですよ。

飯田：体制を、需給調整、監督、労災、安全も含めて前の時間も申しましたが、富岡の労基署だけでは無理ですよ。そこにちゃんと常駐させてやらないと絶対に情報も把握できないし、四半期に一回こういうのがあがってきてますよ、というのでは現場対応はできませんよ。(1) で要請しておきましたが、アンケートの結果で、より適切なアンケートをすることで事実もわかってくるだろうし、対策もできてくるだろうと思っていますので、引き続き効果的なものを作って頂きたいと思っています。監督官庁での連携もして頂かなければ改善に繋がりませんので。我々としては現場の人たちからの相談などを集約してこういう場に臨んで対応を求めていきたいと思っていますので、引き続き努力をして頂きたいと思います。では次に要請項目の3について移りたいと思います。

(省庁担当者入れ替え)

飯田：まず(1)からお願いします。

北田：厚生労働省労働衛生課の北田と申します。3の(1)について回答します。厚生労働省では福島第一原発での緊急作業時の被ばく限度を一時的に250ミリシーベルトに引き上げていました。さらに、極度の緊張を強いられている原子炉が安定しない状況での作業でした。このため、緊急作業従事者に対する長期健康管理について専門家検討会の報告に基づいて平成23年10月に指針を定め長期健康管理を実施しているところです。まずステップ2完了以降に新たに作業に従事した労働者については他の原子力施設同様に法令に基づいて事業者が実施する年2回の健康診断と一般健康診断等によって健康確保を図っていきます。

五十嵐：(2)について労働基準局監督課の五十嵐が回答します。個別のものについては監督・指導の内容に係ることですので回答は差し控えさせて頂きたいと考えていますが、一

般論で申しますと、健康診断結果の偽装の有無に関わらず、実際に必要な健康診断を実施していない場合は労働安全衛生法違反となりますので厳しく指導をしています。今後とも適切な健康診断の実施がされるように指導して行きたいと考えています。

寺島：3の(3)について労働衛生課産業保健指導室の寺島が回答します。昨年6月の労働安全衛生法の改正に伴って本年12月1日からストレスチェックの実施が義務化されています。常時50人以上の労働者を使用する事業所、すなわち産業医の選任義務のある事業所においてはストレスチェックを実施することが義務づけられていますが、労働者数50人未満の事業所においては当分のあいだ努力義務とされています。健康診断と同様、労働者を雇用する事業者には課せられています。従って同一現場で作業をしている場合にもそれぞれの事業者において実施して頂く必要があると考えています。またストレスチェック結果を集団ごとに分析し、職場ごとのストレスの状況を把握し、作業環境の改善を図る取り組みについても努力義務として事業者には課せられていますので、それぞれの事業者において実施するよう努めて頂くものと考えています。

飯田：それでは皆さんから質問をお願いします。

中村：偽装問題ですけど、鹿島建設ですよね？元請けが。労働者を雇用したのは6次下請けの会社だったわけです。

五十嵐：具体的な話なので個別の話は差し控えさせて頂ければと思いますが、そういった事案があるのでこちらとしては調査等おこなうことになると思います。

中村：鹿島建設も役所も発表しないのでわからないんですが、報道によれば少なくとも75名の労働者が偽装問題ということで鹿島は報告したとされています。電離検診も偽造問題も全部重なり合っているのが実態で、そういうのをどのように考えているのか聞かせて頂きたいんですけど。

五十嵐：労働安全衛生法上の健康診断の実施義務の話をさせて頂きますと、事業者は労働安全衛生法上は事業者は実施の義務がありますので、まずは事業者で実施して頂く。実施した場合は記録を残す必要がありますので、その点についてしっかりおこなうよう指導する形になるかと思います。そもそも健康診断を実施していないという話ですので、まずは健康診断を実施しなさいと指導することになります。

中村：偽装した場合の罰則ってあるの？検診をおこなわなかったというのはわかるんですけど、条文も違うでしょう？前回それが問題になりましたでしょう？誰が検討したの？

五十嵐：それは個別の話になりますので回答は差し控えさせていただきます。

中村：それはいつか発表するの？

五十嵐：今のところはございません。

中村：指導はするんですか？

五十嵐：偽装のところを指導というよりは、健康診断をまずきちっと実施しなさいというところの指導を。

中村：誰の指導ですか？

五十嵐：事業主ですね。労働者を雇用している事業主です。元請けに対しても、下請けが違反をしないように指導をしなさいということで指導することになります。

中村：明らかな偽装請負で検診しなかったわけですよね？こういうときに、検診しなかったということで指導することで終わりなの？

飯田：そこを個別事案ということで済ませるのではなくて、我々はこれが非常に重大な問題だということで認識して問題を提起しているわけです。単に健康診断を年に1回やっていませんでしたとか、特殊健診やっていませんでしたという問題ではなくて、これはどのレベルかはわからないけれども、医者ハンコを勝手に使ってあたかもやったと見せかけた診断書の結果をつくって提出しているわけですよ。やってませんでした、という話ではないですよね。明確な犯罪的な行為。だからこそ監督署は、健康診断をやってくださいということだけで指導していてよいんですか？と言ってるんです。

中村：6次下請けの会社は東電さんには報告されていないんです、当然。偽装請負だから。偽装請負会社の名前なんて東電には行ってないんです。実は元請けさんにも行ってないん

です。2次下請けが最末端の会社だったんです。こういう仕組みが現にあって、健診が偽造されていく。どうやったらチェックできるんですか？労働者が言ってくれてわかったけど、どこでチェックするの？その仕組みがあるんですか？個別課題じゃないんですよ。

川本：健康診断をしましたの届けだけじゃなくて。鹿島はそれをやったんですよ。全部の医療機関をまわったっていいです。医療機関まわって、わかった野に何の連絡もないから刑事告発したんですよ。他にもあるかもしれないでしょう？鹿島がやったように本当に全部、健康診断やったのか原本出させたらいいんですよ、調査の一貫で。法違反かどうかでは個別企業のあれでいいんですけど、他にもあるかもしれないという視点で。それが再発防止策ですよ。全部やったら大変だから抜き打ちでやってもいいんです。

五十嵐：全体の防止策というところはお答えを差し控えさせていただきますが、定期的に立ち入り調査は実施していると申しましたが、その中できちんと健康診断を実施しているかどうかということも含めて実施させて頂いています。

川本：やったかどうかを確認してるだけでしょうか？医療機関まで確認しますか？今までありますか？

五十嵐：通常ですと、個人票を確認します。

川本：見てわからないでしょうか？そこに嘘のハンコを押していたら。それをやらないと防げないよ、ということ言ってるんです。

中村：偽装請負会社を把握できないわけでしょうか？わざわざ申告してくる会社は無いんだから。

五十嵐：そちらは刑法の方で対応になるかと思います。あくまでも労働基準監督官としては労働安全衛生法違反について、健康診断を実施していないところについて対応はさせて頂くこととなります。

川本：鹿島ですら75も出てきたんだから、安藤ハザマはもっと出てきますよ。何社かやればボロボロ出てきますよ。

五十嵐：調査するというお約束はできませんが、法令を遵守して頂く必要はありますので、監督署としては必要な監督・指導等はしていきたいと考えています。

川本：ストレスチェックの話ですけど、実際どうするんですか？無理でしょう？集団的な分析を、努力しますと言う、例えば A 社があって、労働者が三桁くらいのところでどうやって職場改善ができるんですか？

寺島：この問題は福一の現場の事業所だけの問題ではなく、全国的に指摘されている点です。特に小さい事業所で、お金もないというところで、あるいは産業医の先生がいても及び腰になっている場合にどうやってやるのですか？というお尋ねを受けています。そういったことに対して、私どもも事業所の中の大勢で情報管理をきちっとやりつつやって頂けるような方法で、ということでお示しをしていきたいと思っております、具体的には医師・保健師等の実施をする皆様方に来年度ですが、研修をして適切なやり方を広めていくこと、それから職業性ストレスの分析用ツールを使って頂けるようなものを開発して中規模事業場の皆様などに利用して頂くようなことを考えています。

川本：福島第一原発で最大のストレスは何だと思えます？放射能でしょう？誰が管理しているんですか？東電でしょう？とりあえず。法的にも、実質的にも。東電が責任を持って網をかけるような体制をやるように特別な通達を出してください。3、4 人で行ってるところもあるし、こんなものできないですよ？一般的に難しい問題はありますけど、福島第一について言えば、東電が責任を持ってこれをしなさいと。きっちりしたプログラムをつくって、事業所の負担も含めてどのようにするのか。全部元請けが払うのか、3、4 人でも受注するときにお金を出すようにするとか、そういうことは東電が責任を持ってやるしかないじゃないですか。それをはっきりすべきですよ。

寺島：ご指摘の旨はわかるんですが、いま私どもがやろうとしているストレスチェックでいくつか領域を示してこういうものやっってくださいというようなものをしてはいますが、おそらくおっしゃっているストレスの要因と、私どもでこの通りにやっってくださいというところよりも、もっと広い、有害物のばく露へのストレスについて何らかの具体的な対策を取ってほしいということであれば、いま心の健康問題について従来からやっている分野の話聞いていますので、全体の中で、メンタルヘルス対策の中で取り組んで頂くのが妥当かと思えます。

川本：メンタルだけじゃないですって。賃金未払いとか、労働時間問題も絡んでくるんですよ。メンタル不調をピックアップするんだったら大したことはなくて、問題は集団的な分析で、唯一最大のストレス要因である放射性物質について管理者のところで改善したり調整したりしていくしかないじゃないですか。メンタルだからそっちの方に行ってくださいという話ではないでしょう。

寺島：ストレスチェックの実施にあたって、集団的な対応をどうするかという問題はたしかにあるんですけども、その結果がどういう対応が必要かということについては事業所の状況、職場の環境であるとか、どういったところを軽減していくのかというのは事業場ごとに異なってきますので、国からどのようなやり方をしてくださいということで、例えば請負事業者の建設現場で全体として取り組んでくださいというようなことまで申し上げるのは難しいです。

川本：わかります。一般論ではなくて、7000 人もの方が毎日働いている極めて特殊な状況下における事業所内で特別に何らかの形のガイドラインなり指導をぜひやってほしいと要請しているんです。他の部署とも連携しないとできないけど、それをやってほしいという要請です。

寺島：私どもとしては事業所の集団的な分析については自主的な取り組みの中でどういう対応をしていくかを。

川本：自主的にできないところの話をしてるんです。どうやってやるんですか、東電の福島第一原発で。

飯田：(1)の方は回答して終わってしまっているわけだけれど、たしかに緊急作業従事者の問題について特別な管理が必要だということで 250 ミリにあげてしまったこととか、非常に精神的に過酷な状況であったということを経由しているけど、今後も延々と収束作業は続くわけですよ。そういった中で緊急作業に従事していなくても、かなり長期にわたって仕事をされて被ばく線量は高くなってきて、どんどん出てくるわけです。退職したあとの健康管理をどうするかについて全くないです。それについて検討会を立ち上げてやっておられるというのはあるけど、そこらへんはしっかりとしたデータベースにちゃんと載せて継続して全作業員を追っかけていくということが必要だと思います。あと、きちんと健康管理手帳をしっかりと交付して、少なくとも退職後に手帳をしっかりと作って健康管理を

進めていくことは絶対に必要だと思います。そのことは再三提起していますが、緊急作業従事者のための健康管理をやっているということで終わっているのですが、今の検討会の中で議論するというつもりはあるんですか？厚生労働省としてはどう考えているかということについてもう一回、回答してください。さっきの回答は緊急作業従事者のことだけについてですから。

北田：先ほど検討会という話が出ましたが、被ばく線量で区切ったらどうかという話もありましたが、独断ではお答えできませんので。

飯田：これからずっと続くわけじゃないですか、収束作業は？たくさんの方が従事しなければ収束はあり得ないですよ？確率的な影響を今後どうしていくのかというのを、行政としてはあなたたちが責任を持っているわけですよ。その人たちがいざ止めたときに長期的な確率的な影響について国から何のフォローもないということの良いのですか？ということですよ。考えなきゃいけないでしょう。今はまだ、という話ではなくて、いま考えておかないといけないんじゃないですか？

福井：労働衛生課の福井と申します。ステップ2までの期間というのは、いわゆる全ての作業が緊急作業ということで精神的にも負担があるということで特別に長期的健康管理制度に乗せてデータベースを管理すると。50 ミリシーベルト超の被ばくをされた方には、指針によってさらに健康診断を国の援助でやっていく、公表されているあいだは事業主にやって頂くという枠組みを設けています。さきほどお答えしたとおり、それ以外の方については基本的には他の原子力施設と同様に法令に基づいた事業者が実施している特殊健康診断・一般健康診断で健康確保を図っていくことが指針を定めたときの専門家からの意見です。現在、専門検討会を実施していて、そこでどういう意見が出るかは予断できるものではありませんが、現時点としては法令の枠組みの中で健診をやって頂いて健康管理をして頂くこととなります。国としてはそれと十分であると考えています。

飯田：十分だと言っていいんですか？それは間違いだよ。

川本：事故前の何十倍も浴びる人が、何年、何十年と続くというのが緊急事態ではないんですか？その認識が間違っているんですよ。他の原発でそんな状況があるんですか？事故前に。死亡災害が福島労働局から呼び出されて、お前らちゃんとしろと言われて、その二日後に死亡災害が起きるような現場ですよ。どれだけ精神的にしんどいか想像しなさい

よ。異常な事態でしょう。放射線の数字だけ見て、医学書いじくって調べてるような検討会じゃ意味ないんですよ。原発事故前にそんな現場ありましたか？労働局長から指導された次の次の日に死亡災害が起きて現場が半月近く止まりました。どれだけ異常な事態ですか？現場の人は戦々恐々ですよ。

福井：安全の関係は所管ではないのですが、たしかに要請してすぐ、

川本：あなたがメンタル的にもと言ったから、言ったんですよ。放射線以外のことだって、精神的にも緊張があるから今だって安全の問題と関係があるでしょう？そういう意味で長期管理をきちんと実施しないといけないんじゃないですか？と言ってるんですよ。被ばく線量だけではないということと言ったんです。

福井：基本的には労働者の健康を守るのは事業主の責務だと考えています。

飯田：退職後はどうするの？放射線業務から離れたあとはどうするの？

福井：健康管理手帳の担当は私ではないんですが、

飯田：だったら来なさいよ。

川本：必要な人間が来たらいいじゃないか。

福井：長期的健康管理制度を適用すること、ということで所管している私が出席しました。健康管理手帳制度に乗せるという要望であれば次回は担当が参加したいと思います。

飯田：それも一つの例だと申し上げてるわけですよ。この間の直接の要求は載っていないけれども、今までもそのような要求はさせて頂いておりました。その経緯を承知されていないのはあなたたちかもしれないけど。時間の関係で次のテーマに行かないといけません。そんなに自信持っていていいんですか？みんな聞いているんだよ？インターネットを通じてみんな見ているんだから。軽率な発言はすべきではないですよ。

福井：十分です、と言ってしまったのは申し訳なかったと思います。撤回させて頂きます。ただ現行としては事業主において法令に基づいてしっかり特殊健診・一般健診を実施して

頂くことによって健康確保を図って頂くことになっています。

飯田：それはわかっているけど、こういう状況だから言ってるの。次の要請事項に移っていかないとイケませんので、これについては引き続き議論をしていきたいと思います。では項目 4 を始めていきたいと思います。(1) からお願いします。

福井：原則論から申し上げますと、労働者の安全と健康を確保する観点から緊急被ばく線量の引き上げについて、厚生労働省は上げるつもりはありませんが、危機管理の観点から規制庁さんが上げたいということですので、それについて協議をしている状況です。いずれにしても、労働者の健康確保の観点からは引き上げについては課題を持っておりません。

戸ヶ崎：原子力規制庁の戸ヶ崎です。(2) についてですが、これについては原子力規制委員会の昨年 12 月 10 日の委員会で本件についても検討課題としてあがっています。規制委員会での議論として、緊急時被ばくと通常被ばくの線量の扱いを考える必要があるとのことですが、IAEA の基準では緊急被ばく時における作業者はそれ以降の職業被ばくを妨げることはないという基準があるということで、そういう情報も含まれた検討が規制委員会で現在おこなわれている段階です。結論についてはまだ出ていません。

北田：(3) です。電離則では事故が発生した場合、応急の作業をおこなう時に通常の被ばく限度を超えて作業をすることができるとしています。労働契約において、使用者は合意に基づいた労働条件を労働者に明示した上で事業者の指揮命令により労働者が作業に従事していることが原則と考えています。

古澤：(4) を総務省消防庁の古澤がお答えします。消防庁では東日本大震災での福島第一事故を教訓に昨年 3 月に原子力施設等における消防活動対策マニュアルを示しています。この中で被ばく線量限度を示していますが、これは現行の原子力災害対策指針に基づいたものです。緊急作業時における被ばくに関する規制に関しては議論があることは承知しています。総務省、消防庁としては原子力規制委員会や関係する省庁・機関と協力して対処していきたいと考えています。

渡辺：防衛省の事態対処課の渡辺です。(5) についてですが、原子力災害がもし発生した場合は都道府県知事からの災害派遣要請、自衛隊法第 83 条に基づくものと、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣からの要請の原子力災害派遣の 2 つがあります。具体的な活

動としては、防衛省の防災業務計画や自衛隊の原子力災害対処計画においてオフサイト地域における住民避難、緊急物資輸送を想定しています。人命救助等の緊急作業、緊急時を含めた被ばく限量については人事院規則において規定されているものを準用しています。防衛省が独自に何かを定めているわけではありません。原子力災害における自衛隊の活動については被ばくの限量を遵守しながら、平素から国や都道府県が主催する原子力防災訓練等を通じて関係自治体・関係省庁と連携を確認していると k ろです。今後、原子力規制委員会や関係機関と協力して対応して行きたいと考えています。

飯田：(6) については何かご用意されてきた省庁さんはありますか？厚労省さんはどうですか？

福井：質問の趣旨が間違っていたらあれですけど、厚生労働省職員が緊急作業に従事するかどうかという観点で回答を用意させていただきまして、厚生労働省職員が緊急作業に従事することはないと、そういう回答です。

古澤：総務省・消防庁はご存知のとおり、市町村消防です。消防の任務は、消火・救急・救助です。実際の活動に関しては、昨年 3 月にまとめました原子力施設等における消防活動対策マニュアルに従い運用することとしています。

渡辺：先ほど申し上げたとおりですね、災害派遣要請から活動をおこなうこととなりますが、あくまで人命救助もありますが、基本的には被ばくの限量を超えない範囲内で精一杯努力をして救助活動や住民避難等の活動、緊急物資の輸送をおこなうところで、これは防衛省防災業務計画に記載されています。

飯田：ちょっと要請事項には無いんですが、規制庁さんに振りますが、今こういったことを各省庁さん回答を頂きましたが、現行のマニュアルや法令に基づいてその範囲の中でやりたいとおっしゃっていますが、今のご回答を聞いてどのように受け止めておられますか？

戸ヶ崎：ご存知のように昨年の 7 月に原子力規制委員会の委員長が緊急作業の被ばくについて国際的な基準や、福島事故で線量限度が一時的に上げられましたのでそれを踏まえて緊急被ばくについての見直しが必要なのではないかという意見がありまして、それを踏まえて 12 月の 10 日に原子力規制委員会で被ばくについての検討がされました。目的として

は、福島で事故で原子力発電所の従事者が、実際には 100 ミリシーベルトでは足りなかったという現状がありましたし、そのときに緊急被ばくの身体に与える影響とカリスクとかの事前の同意とか教育訓練について十分ではなかったのではないかという意見がありましたので、線量だけではなくて事前の準備の観点から事業者にやってもらうものがないかという観点で、原子力規制委員会で 12 月 10 日に審議がされています。色んな意見が出ましたので、事務局で意見を踏まえた調整をしている段階です。先ほど、各省庁からの話もありましたが、基本的には規制委員会では原子力事業者の緊急被ばくについてのあり方を検討していますので、国家公務員の作業については各省庁さんで役割があると思うので、その役割に応じた対応を各省庁で検討しているのではないかと思います。

飯田：皆さんからご意見をお願いします。

西野：原子力事業者に所属する緊急作業者を念頭においているということでしたが、それは労基法、安全衛生法における労働者です。厚生労働省側の事務局から会議などで意見が出ているように、ICRP とかが勧告している「情報を知らされた志願者」というのをどう見るかという話で、規制委員会の議論とかいくつかの議論の中で、労働契約はあって、それがあれば働くということの了解ということの良いのでは無いかとも聞こえかねない議論もされているように思います。規制庁も HP で開示資料の中にある、被規制者との面談の記録が公開されていますけど、東京電力さんの担当者との緊急被ばくの規制の問題での意見交換というのがあって、それを拝見すると、趣旨としては免震重要棟で働くような原子力事業者の社員であれば、既に労働契約はあるということと緊急作業に志願するものと解釈した方がやりやすいんではないかという話に受け取れるような意見交換がされていたように思いますが、それに対して今の論調で言えば、厚生労働省の検討会の事務局から発言されているのを見ると、労働契約が指揮命令下で使用従属関係にあってそれには合致しないというのも一方で言われています。ICRP の勧告とかを素直に読むと、救命のためにどうしても行かないといけない場合に使用従属関係のもとで作業するというのは明らかにおかしいわけで、今回のような 200 とか 300 とかいうレベルの被ばくが想定されるような働き方も同じようなことが言えるのではないかと。ICRP の勧告を見ても、志願者という前提がないとできないだろうということだと思います。今後の検討としては、作業者の命に関わる問題であるので、確率的影響の問題もあって、志願者の位置づけをどう考えるかという難しい問題ですから、国民的な合意というか、そういうものを重視した検討を慎重にお願いしたいと思います。

川本：厚労省の方の（1）と（3）の回答がいま一つ整理が付かなかったんですが、（1）では電離則は上げるつもりはないという回答。

福井：上げる予定はないというか、厚生労働省としては必要性は考えてないということですか。

川本：それと（3）の回答だと、労働契約さえきちっとすれば緊急被ばく作業で高い線量浴びることもあり得て、法的にも問題ないように聞こえたんですが。現行の労安法上は無理だと考えていると。規制庁で考えているような。規制庁の方は事業者のあり方ということで言っていて、反対のことを言ってるように聞こえたんですが。

福井：（3）の回答ですが、労働安全衛生法というのは、志願した方について規制を緩めるという考え方は全く持っていません。それから緊急作業に従事するという枠組みは作っているんで、そこに従事をさせるということは、志願しなくても労働契約が済んでいればある程度できてしまう、ただ志願した人をさらに上に、という枠組みは明らかにおかしいです。

川本：今の労安法上は無理だとわかって規制庁は話しているんです。緊急作業で、事業者のあり方と言いましたね、消防とか自衛隊ではなくて。片方で、今の法律では労働者にそんなことはさせられないと厚労省は言ってるわけです。法改正の必要があれば協議するとは言え、それを考えておられるということですか？てっきり、厚労省が言うように、今の労働者にはさせられないと、労働安全衛生法上ね。逃げさせないといけないから、そのあと誰がするのと。何かあったら自衛隊がなんとかしてくれるみたいなね、安易な考えに乗っかるのは現場としてはあり得ないとおっしゃってますよね。自分たちはそういうことは考えていないと。突っ込んで何かするのではなくて、避難とかそういうことを考えていると。規制庁だけが労働者だっけ行くんだ、無理だったら自衛隊か消防に何とかしてもらわないといけないみたいな議論をしているように聞こえるんですが。

戸ヶ崎：今の法律上でも原子炉等規制法に基づいて事業者が緊急作業をできる規定があります。それと、厚労省さんの電離放射線の方にも緊急作業という規定があります。今は100ミリシーベルトっていうのと、事前の同意という規定は無いですが、100ミリシーベルトの範囲であれば緊急作業はできる仕組みになっています。今回、委員長が検討を始めているのは、事前の同意とかを国際基準ではちゃんと求める必要があると言われていたんですが、

それをどうやって得るのかということと、被ばく限度自体が 100 ミリでは福島の場合では足りなかったというのがありますので、限度自体をどうするのかという 2 つの話があります。そういう枠組みを作って原子炉等規制法と厚労省さんの電離則の関係を整理して従事者の方にどこまでのことをやって頂けるのかを検討することになると思います。

飯田：厚生労働省の回答から言えば、今の電離則の枠組みを変えてまで、いわゆる国際基準と称される IAEA とか ICRP の被ばく線量限度を志願者において緩和というか参考値として 500 とか、1 シーベルトとかいきなり持ってきて、これでやれということは許されないという考えをお持ちのわけですね。やはり労働者の健康を確保するという目的なわけですし、実際に緊急作業に従事するというのは現状ですと、事業者の社員、あるいは関連会社の社員が 3・11 ではやったわけですから。一部、自衛隊とか消防とかもやっていますけれども。そういった中でこの議論というのがどういう風に規制委員会の中で進んでいくのか。我々として非常に危機感を持っているわけです。単に国際基準がこうなっているということで、あのときまづかったからこうした方が良いだろうということだけで済むような話では無いだろうと思います。議論の流れが非常に安易に進んでいるような気がしまして、今日は厚生労働省も来ているし、防衛省・総務省さんも来ているわけだから、それを踏まえた上で規制委員会の議論をして慎重にやっていかないといけないのではないかと考えています。その点について規制庁さんとしていかがですか？

戸ヶ崎：昨年 4 月の委員長の発言は、国際基準でそのようになっているというのも事実ですし、福島の事故で 100 ミリでは足りなくて線量を上げたというのも事実ですので、それを踏まえて原子力の規制というのは規定を満たせばそれで十分ということではなくて、万が一のことを想定して安全性を高めるための追求が必要ということで規制委員会としてできることを検討する必要があるということで今回の検討が進められています。色々なご指摘がありましたように、皆様の意見を聞きながら検討をしていく必要があると思いますので、考慮しながら考えていくのではないかと思います。

川本：私が厚労省のような言い方で申し訳ないけど、簡単に国際的基準とか言われますけど、たかだか ICRP ですよ。ILO 勧告ですら、国内法の整備とか現状を踏まえてしか法改正はしないんです。できないんですよ、厚労省としては。自分らに責任は置いておくにしても、とんでもない事故を起こした現実とたかだか ICRP が言ってるからということで、労働者の健康を守る立場からは国際的にもそうだから法律を変えましょうなんていうことはあり得ないですよ。他にも派遣法やパート労働法やっていっぱいあるじゃないですか、ILO

には。それに批准してないの日本にはいっぱいありますよ。調整が必要だからやれてなくて。国も含めて自分たちが起こした事故において、たかだか ICRP が言ってるからって労働者の権利が変わるような検討をしないといけないんですか。労働者は無理なんですよ。そんなこと誰だってしたくないですよ。何かあったら頼りになる消防とか自衛隊は、何でたかだか一企業のために隊員の命をなげ出すようなことしないといけないんですか。そういう緊張感を持って議論しているように見えないから言ってるんです。労働法の専門家が一人でも入ってまますか？国際的な労働基準とかご存知の方がいますか？あるいは軍事の専門家の方は入っておられるんですか？諸外国での防衛的・軍事的な法律とかシビリアン・コントロールのことについての専門家が入っていますか？東電の話聞いていたって仕方がないですよ。防衛省の話とか厚労省の話をきちんと聞くべきじゃないんですか？

西野：それから、検討会の資料をみると、国際的に世界の諸国がどういう風に緊急作業の被ばく限度の規制を作っているかということについて精力的に調べられていたけど、そんなに明確な基準が定まっていないという印象でした。厚労省の検討会でも杉浦さんが OECD の人に頼んで調査してもらったというデータもありましたが、シビアな状態を経験しているのはチェルノブイリもありましたけど、初めてのことで、緊急作業に従事する方の立場をどう考えるのかという非常にデリケートな問題になってくると思います。色々調べたけれども、田中委員長は日本の規制は突出しているような印象があると言っていたけど、これから日本が規制の手本を示すのかということだと思うので、このことは十分に実際に人命救助に携わる人の立場から見るとこうだとか、そういう規制をやっていかないといけないと思います。

建部：再稼働の審査を一方でやってますよね。再稼働の審査では 100 にひっかからないんですか？審査で 100 ミリシーベルトは問題にならないんですか？

戸ヶ崎：再稼働の新基準の適合性審査の基準がありますが、それについては基本的にハード的な設計とか、事業者が対応する必要があると思いますので、その基準としては例えば中央制御室とか緊急対策室の設計上の基準として、100 ミリシーベルトで 7 日間滞在できるという基準があります。新基準ではそうなっていますが、いま規制委員会で検討しているのは、福島を踏まえて基準を作っているのだから、運転に求められる基準には満足ですけど、ただ安全というのはそれで終わりではないので、万が一のことを想定して考える必要があるということで検討しています。

建部：労働者だけではないですね？計画されている基準を超えるというのは住民も超えま
すよね？なぜ再稼働が許されるんですか？

戸ヶ崎：原子力規制委員会の審査としては運転に求められるレベルに適合しているかとい
うことを審査しています。それで基本的には外部への影響も決められた基準以下になるよ
うな対策が取られていることを確認していますが、一方で防災の対策は取る必要がありま
すので、先ほど住民の避難の話とかもありましたが、関係者で対策を取っていくことは必
要となってきます。

参加者：要するに安全が確保されていないということでしょうか？

川本：緊急作業が生じるかもしれない、それで対策を講じないといけない。住民だって被
ばくするじゃないかという話をしているんです。併せて全部をやり直さないといけないじ
ゃないかという話をしているんです。

戸ヶ崎：防災の計画とかを自治体と内閣府を中心に作っています。

川本：それが不十分だからいま検討してるんじゃないの？総務省も防衛省も言ってるじゃ
ない。今の防災計画では十分ではないという前提で議論しないといけない状況だという認
識ではないんですか？労働者のことだけ言ってるのではなくて住民のことだって考えてよ
という話をしたんです、再稼働する前に。

参加者：新基準って何の基準なの？

川本：労働者の健康すら守れないだったら住民はもっと守りようがないでしょう、とい
うことを言ってるんです。労働者の権利すらどうなるかわからなくて議論しているときに、
住民はもっとまずいじゃないですか。

戸ヶ崎：福島事故を受けてシビアアクシデント対策とか地震とか津波の対策とか、考え
られることは基準に入れて、その基準に適合してることを確認して運転を求められるよう
な体制になっているかは確認しています。ただし、安全というのは、それで基準を満たせ
ばその先は考えなくてもいいというものでもなくて、万が一のことがないのかを常に考え
てできることをやっていく必要がありますので、その観点で規制委員会は緊急作業の被ば

くのあり方を検討しています。

飯田：できることというのは、端的に言えば、もっと被ばくを従事者にさせてでも緊急作業をなささいということ言ってることになるんですよ。それで良いのか、ということです。一方で厚労省の方は基本的な今の健康管理、健康確保の観点から言えば電離則を労政審議会まで持ち上げて改正する、しないとかっていう議論はまったくするつもりがないと言ってるわけです。必要性がないと言ってるわけ。どうやって議論進めるの？

戸ヶ崎：ご指摘のように福島事故を踏まえて基準を見直しまして、従事者の方にも住民の方にも影響を極力下げる必要がありますので、その観点から事業者に対応を求めています。それでちゃんとできると思うんですが、それでも万が一のことを考えるのをやめるのではなくて、

参加者：万が一の前の事前の対策を規制庁さんは考えないんですか？

戸ヶ崎：審査の中で被ばくをできるだけ下げるために事業者にどのようなことができるのかを確認して、事業者にできることをちゃんとやってもらうことになっています。

渡辺：福島事故で明らかじゃないですか。被ばくを抑えることができないってことは。新たな事故が起こることに備えて250に引き上げようとしているんですか。

戸ヶ崎：繰り返しになりますが、基準は100ミリでちゃんと事業者に対応してくださいということになっています。それで事業者にやってもらうことを確認しています。それで考えるのをやめるのではなくて、万が一のことを考えて規制委員長から緊急作業については、福島のとくに100ミリでは足りなくて線量限度を上げたということと、事前の準備が十分ではなかったということがありますので、従事者の方に教育・訓練をしてもらうとか、線量のリスク教育をやるべきではないかということで議論が進んでいます。

飯田：リスクについては常日頃からやるべきでしょう。放射線業務に従事する人について言えば。別に今に始まったことではないですよ。それと別に緊急作業というのは特別なんです。労働者に志願という名目でやらせて良いのかということです。そのために250ミリ、500ミリに上げれば犠牲において緊急作業が成り立つだろうという発想そのものが逆転しているということです。無用な被ばくをさせてはいけないということを本当は福一の事

故で学ばなければいけないんじゃないんですか？事故が起きたときに。土壇場の中でも保安員と厚労省の中で別枠でいくのか、生涯 1 ミリでいくのかというシビアな議論もあったでしょう。あの状況の中でも別立てでいったわけです。一部に妥協的なところはあったけど。あのようなことは無いようにしておきましょう、じゃあ上げておきましょう、別立てではなく生涯 1 ミリで行きましょうという議論を規制委員会の中ではしているんです。本末顛倒ですよ。だから今日は揃ってもらってそれぞれの省庁の立場で今の考えを言ってもらってるわけです。規制庁さんにも聞いてもらわないといけないから来てもらってもいいんです。我々の背後に収束作業をしている人もいるわけだから。

西野：ちょっと気にかかるのは、ICRP が言ってるのは情報を知らされるということと、志願者ということですよ。教育訓練が何かしら志願と一緒にできてしまっているような議論が規制庁の中でときどき出て来るんです。おかしいことの典型だと思うんです。確率的影響がこうであって、教育を受けてそういうことを知って行くのだから自分の責任だそめいたいな話になってしまうような規制の話だったら具合悪いと思います。

戸ヶ崎：志願とリスクの受け入れと教育訓練、それぞれ考え方とか相互関係とかは関係があると思うんですが、いずれにしても教育・訓練をするときには被ばくのリスクがあるということを前提に、どういう放射線防護をする必要があるのかとか、緊急作業で必要な操作とか、どう予め訓練するのかとか、仮に線量があがってしまったときに人体とかにどう影響があるのかとか、今までは厳密な検討は無かったと思うんですが、そういうことを事業者の方とかでちゃんと考えてもらって必要な作業を最低限の被ばくでやってもらう必要があるのではないかと考えています。

川本：放射線審議会の取りまとめに東電の第一原発の副所長入ってるでしょう？分科会で。東電はわかってたんだよ。事故は起きませんって信じ込んでるだけでしょう？サボってたんでしょ国も。事故の前ですよ。発送自体が間違っているっていう意味がわかりませんか？労働契約上、志願ってあり得ないと思いますよ。するか、しないかって対等な立場で新たに契約するときにはありますよ。そうじゃないでしょう？東京電力とか雇ってる人のこと想定して、アメリカみたいな民間委託の軍術的なものを想定しているんじゃないでしょう？東電と契約を結んで指揮命令下にある人に、上と下で対等じゃないんだから。そのときにやりたいか、やりたくないかなんて、まして教育訓練なんかやっていたら予め志願してくれるように教育してしまいますよ。そういうことが無いように法律なり準備をする。それは良いですよ。やるとすれば消防や防衛ときっちり話をしないといけないじゃ

ないんですか？本来はそういうことをしないで済むように、再稼働もしないし、廃炉もそういうことが起きないようにきちんとやっていこうということで規制庁はやるべきではないんですかとこちらは言ってるんです。それでも労働者にやらせる方向で検討するんですか？

戸ヶ崎：規制委員会としてまずできることなんですけど、規制委員会があくまでも事業者を規制していますので、事業者の規制として足りなかったものを委員長から考えた方が良くはないかという発言がありまして、それについての審議を今しているところです。

川本：労働者にさせられるかという検討をしているということですね。消防とか防衛は関係ないんですね？東電が逃げるのはけしからんと言って、いろいろ議論ありましたよね。どうやったら民間事業者や法律をねじ曲げないで緊急的なことに対して対策を取れるかについてを検討すべきなんじゃないですか。

戸ヶ崎：繰り返しになりますが、福島の事故で 100 ミリでは足りなかったということがありました。また事前の同意などが十分でなかったことがありました。それを踏まえて規制委員会でどういうことが必要かということをやいま検討しているところです。

川本：じゃあ緊急作業でそういうことが起きないようにするにはどうしたら良いのかっていう検討をすべきだとさっき言ってるんじゃない。

戸ヶ崎：さきほど言いましたように、そこは 100 ミリシーベルトになっていますので、それの中で。

川本：なんでそこが分けて考えられるんですかね？原発を動かさなかったら事故が起きないとは言えないですけど、起きる可能性は低くなりますよね。なんでそういう単純な話にならないんですか？

参加者：皆さん、ご自分が 100 ミリシーベルト浴びて緊急作業に従事できると思いますか？皆さんの仲間がそういう状況に置かれたんです。ご自分の問題としてどう思われますか？

戸ヶ崎：自分がそういう立場に置かれたときに作業ができるのかとかの判断をするために、

まず放射線の危険性、影響、対応の方法、必要な作業を勉強して、誰かやらなければいけないことなので、ちゃんと情報がある中でしなければいけないことはできると思います。

飯田：チェルノブイリだって、スリーマイルだって、軍隊が動いてる。こんなレベルの議論で、じゃあ基準を上げて行ってこいという話ができるのかということです。その辺のシビアさが、規制委員会の中では圧倒的に欠けていて我々の声も届かないわけです。こういう場に、一回、規制委員の方に来てもらえますか？話を聞いてもらう場を作ってほしいんですよ。伝えて頂けますか？委員長に。

戸ヶ崎：伝えることはできますが、色々な対応がありますので、どのような対応になるかはお約束できません。

飯田：でも、今日の意見を聞いて、これは委員の人にもちゃんと聞いてもらわないといけないとお思いになったと思うんです。だったら何らかの工夫をしてもらってそういう場を作ってください。

戸ヶ崎：伝えることはしたいと思います。

飯田：最後に何かありますでしょうか。

川本：防衛省の方が3名も来てくださったのは非常に緊張感を持っているのだと思います。現場はほんとに必死なんです。東電がやめたら自分たちしかいないと思っているから真剣に検討しますよ。そこが委員の方もまったくわかっていないんだと思うんです。消防だってそうです。いけるか、いけないかということで現場は必死なんです。そういう緊張感を持ってぜひ議論をしてほしいんです。委員の方に来てほしいというのはそういう趣旨です。我々の声も聞いてほしいし、他省庁の建前ではない現場の声をきちんと把握した上で慎重に議論してほしいんです。

飯田：では最後にひとことだけコメントして頂いて終わりにしたいと思います。

渡辺：防衛省です。原子力規制委員、関係省庁と連携しながら今後も災害派遣を実施していきたいと思います。

古澤：総務省消防庁です。色々な議論があることは承知しております。規制委員会、関係する機関と協力・連携して対処していく必要があるだろうと思います。

戸ヶ崎：緊急作業に関する検討は従事者の方に影響がかなりある案件だと思いますので、色々な人の声とか関係省庁の意見も聞きながら進めるように規制委員会でもできるようにしたいと思います。

福井：厚生労働省です。先ほどは厚生労働省としての立場を発言させて頂きましたが、一方で政府としての一員としての立場もありますのでそういった中で協議をさせて頂いて厚生労働省としての意見をしっかり申し上げながら政府として最終的にできるものについて協力はしていかなければならないと認識しています。

飯田：どうもありがとうございました。